

## 裁判員経験者の意見交換会（第5回）議事録

- 1 開催日時 平成27年12月18日（金）  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 大 寄 淳  
同 判 事 芹 澤 俊 明  
山口地方検察庁 検 事 小 川 隆 史  
山口県弁護士会 弁 護 士 松 新 佐 敏  
裁判員経験者1番（50代 男性）  
裁判員経験者2番（女性）  
補充裁判員経験者3番（40代 男性）
- 4 議事内容

### 司会者（大寄裁判官）

本日は、裁判員の経験者の皆様に意見交換会に御出席を頂きました。裁判員として裁判所にお越しただけでもお手間をかけておりますのに、本日のこのような会にまで裁判所の方に足を運んでいただき、誠にありがたく感じております。

本会の司会進行は私，山口地方裁判所の裁判官であります大寄が務めさせていただきます。拙い進行とならないよう頑張りたいと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、法曹の参加者から挨拶をお願いできればと思います。

### 法曹三者（小川検察官）

山口地方検察庁の検事の小川と申します。よろしく申し上げます。

今日はありがとうございました。よろしく申し上げます。

### 法曹三者（松新弁護士）

山口県弁護士会の弁護士の松新佐敏と申します。本日はよろしくお願いま

す。

裁判員の皆さん、本日御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

### **法曹三者（芹澤裁判官）**

山口地方裁判所，刑事部，裁判官をしております芹澤と申します。

本日は，裁判員経験者の方々の忌憚のない御意見を頂きまして，今後のよりよい裁判員裁判の実現に向けて生かしてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

### **司会者（大寄裁判官）**

さて，裁判員裁判が行われるようになりましてから6年余りがたちました。山口地方裁判所におきましても，様々な事件の裁判員裁判が行われてきました。その運用に際しましては，検察庁，弁護士会，裁判所の関係者におきまして，工夫，改善に向けて努めているところでございますけれども，実際に裁判員を経験された皆様の率直な御意見を賜り，よりよい運用へ向けての参考とさせていただきます。

まずは，裁判員裁判に参加しての全体的な感想ですとか印象といったものをお話しいただいてよろしいでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

非常に緊張と精神的なプレッシャー，非日常的な3日間だったんですけど，聞き慣れない初めて聞くようなことを理解しつつも，真剣に取り組まなくてはいけないということで過ごした3日間だったんですが，事件に対する判断基準とか，その辺りで自分の考えられる事件に対する自分なりの意見がある程度述べさせていただいた3日間だったと思います。緊張の中にも自由な意見を出せるような雰囲気であった，そういった期間でした。

### **裁判員経験者（2番）**

まず，初めて参加するっていうのが決まった時点で，もう本当に何をやるんだろうっていう不安な気持ちの方がすごく大きかったです。大体，裁判所に来

るってということ自体も生まれてきて、この歳になるまでおかげさまでなかったので、こちらに来るってということ自体をすごく最初苦痛に感じてたんですけども、全般的には不安な気持ちで参加してたんですけども、日々の中でっていうか、それを裁判長さん、裁判官の方々に毎日いろんなことを、お話、一緒にしていただきながら、あっ、こういうふうな考え方をするんだとか、それぞれの皆さんのですね。自分だけの意見ではなく、皆さんの意見を聞きながら、事件を真剣に考えていくっていう、ふだん本当あり得ない、先ほど非日常的と言われたんですが、あり得ないことを経験したなという思いですね。最初は裁判員になってしまったことに対して、すごく嫌だなと思ったんですけども、選ばれたからにはやはりきちんと参加、最後まで参加できたことが私にとっては良かったなと思いました。

### **補充裁判員経験者（3番）**

最初に選任された時にはですね、自分でできるだろうかというようなことを思ったんですが、いざ評議になりますと、裁判官の方々が最初から大変分かりやすく、最初概要から入りまして、詳細も説明していただきまして、不慣れな私たちに対しまして順序よく説明していただきましたし、裁判員制度自体も最初にきちんと説明していただきました。

事件に入りまして、こういう経験がないものですから、分からないですから、導くように裁判官の方々から説明を頂きましたので、大変意義ある3日間ではありました。

ただ、この話に入ることによって刑の確定を決めるという責任感というのが皆さんが誰であってもそういう結果を出すっていうようなものを考えてやりましたので、その辺はちょっとプレッシャーになったかなというふうに思っております。

全体を通して、当初自分が描いていたものよりは職員の方々や裁判官の方々の御好意によって過ごせたと言うか、全うできたかなというふうに思っております。

す。

### **司会者（大寄裁判官）**

この後の大まかな進行といたしましては、御担当された事件につきまして、初めの選任手続から時間の流れに応じまして、それぞれお話をお伺いしたいと思っております。中心的な話題となると思われまます証拠調べの分かりやすさなどといった点につきましては、ある程度時間を頂戴してお話を頂くかと思いません。

まず、選任手続の関係ですけれども、裁判員候補者となられて裁判所から通知が行き、それからいよいよ裁判員選任手続の期日にいらっしゃるということになるわけですけれども、これらの点について、初めの送付をさせていただいた資料の内容等についての御意見なども含めまして、お話をお願いしてよろしいでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

選任手続ですね。最初、封書が送られてきまして、非常にびっくりしたんですが、中に詳しい裁判員裁判を行うに当たってというような概要とかの説明がありましたので、とりあえずは理解できました。

まさかまたそれで選ばれると思ってなかったんですが、また呼出しがありまして、そこでまた選ばれると思ってなかったんですけど、非常に低い確率で選ばれたといったふうに思ってるんです。

実際の2回目の抽選で、コンピュータによる抽選でしたので、非常に公平なんだろうなというふうには思ってます。

### **裁判員経験者（2番）**

選任手続に関しては、集まった時にもお話とかしたんですけれども、初め封書が届いた時は、昨年、12月だったと思うんですけれども、ポストから取り出してもものすごく大変驚いて、一体何が来たんだろうっていう驚きの方がいっぱい、震えながら主人に見てもらったんですけれども、主人は冷静で、ほら

ここに裁判員って書いてあるだろって言われて、そこで改めてはっと思っ  
て、ああ、本当に裁判員だなと思って、そこからちょっと落ち着いて、もう封書  
を開けて中身を見たんですけれども、中身も大変分かりやすく書いてあったと思  
います。

ただ、本当に自分がまた再度、山口地方裁判所から来るようになって形で来る  
と、その時点で思ってなかったんですけれども、そういった流れとしてはよく  
できているなっていう思いです。こういった形でないと、ダイレクトメールと  
か、そんなにこう、たくさん来ると開けないし、こういった形で来ると、必ず  
やはり中身を見て、見ないといけないっていう気持ちになるので、流れとして  
はよくできているなと思いました。

### **補充裁判員経験者（3番）**

書類に関しましては、内容も細かく詳細に書かれていますので、大変理解しや  
すい書類だと思っています。

選任の当日来て、選任される時の、ちょっとこれは意見なんですけど、コン  
ピュータがしてるんだろうとは思えるんですが、最後に出すときには何かこう、  
もうその番号は決まってるように取れるような感じに見えるので、もう少し過  
程の段階で数字が動くとかいうようなものを取り入れたらどうかなとは思いま  
す。

### **司会者（大寄裁判官）**

1番さんと2番さんは、金曜日に選任手続期日がありまして、翌週からの公  
判期日という流れであって、3番さんは午前中に選任手続に来ていただいて、  
午後から早速、公判期日という流れであったかと思います。選任手続期日と公  
判期日、同日がいいのか、それとも別の日がいいのか、こちらも裁判所といた  
しましても事件の内容などを踏まえながら頭を悩ませているところなんですけ  
れども、同じ日がいいのか別の日がいいのか、別の日だとしたらちょっと間を  
置いたほうがいいのか、その辺の御意見や何かお考えがあれば伺えますか。

### **裁判員経験者（1番）**

そうでしたね。金曜日面接があつて、翌週からでしたですね。当日にすぐ行くっていうのは何かばたばたした感じがありますので、やはりちょっと少し期間を置いていただいた方が裁判員裁判に臨む気持ちっていうのが、選ばれた、確定したということで、その方が精神的なものが違うと思います。

### **裁判員経験者（2番）**

私も金曜日に選任されて、土日挟んで月曜日から3日間だったんですけども、やはりその日からと言われると、気持ち的にきちんとした形で参加できないんじゃないかなっていうのがありますので、少し日にちを置いて始めていただいた方がよろしいんじゃないかなと思います。

### **司会者（大寄裁判官）**

少し日にちを置いてというのは、2番さんのように土日が空くくらいのスパン、期間がいいと、そんなイメージで言われてますか。

### **裁判員経験者（2番）**

そうですね。

### **司会者（大寄裁判官）**

3番さん、いかがでしたでしょうか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私の場合は、午後からすぐ始まったんですが、もし金曜日に決まって月曜日ですと、私は午後からでしたので、その体験しかないんですが、土日に何をやるんだろうっていう説明も聞かず帰るので、私の感覚としては、最初の導入にすごく分かりやすく裁判官の方から説明を頂いたので、逆に入りやすかったのかなと。それから始まりましたので、当たったからにはちゃんとしようということになりましたので、空白の期間がない方が私はいいと思いました。

### **司会者（大寄裁判官）**

ありがとうございます。選任を別の日にすると少なくとも1日、裁判所にお

越しいただく日が増えてしまうということがありまして、山口の場合、遠方からいらっしゃる方もいらっしゃるのでですね。

ただ、1番さん、2番さんのような御意見もございますので、これからも引き続き頭を悩ませて研究していきたいというふうに思っております。

1、2番の方についてお尋ねをしたいんですけども、選任手続期日の全体の質問の時に、私の方から、確か1番さん、2番さんの事件は被害者がお亡くなりになったという事案であったかと思っておりますので、御遺体の写真が数点ありますと。また手の甲が中心に撮影された物はカラーですとか、そういった情報を提供した上で、不安があるといった方についてもこの機会に是非とも申し出になってくださいといったような話を前もって確か私の口から申し上げたと思っておりますけれども、そういうことを申し上げた方が心の準備と言いますか、そういったことの気構えを持つ意味で良いのかなと思ってやっておるんですけども、その辺りについての御意見を伺ってよろしいでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

ニュースとか新聞とかで裁判員経験者で実際の遺体を裁判員裁判で見せられて非常に精神的なショックを受けたというのを聞いてましたので、その点に関しての事前のお問合せの説明だったんだなというふうに解釈してましたので、それはそれでいいかなと思います。

### **裁判員経験者（2番）**

私も説明があった方がいいと思います。見たくないものは見たくないっていう形で断れるんだなっていうのも分かりました。

### **司会者（大寄裁判官）**

3番の方に御担当いただいた事件につきましては、性的な内容を含むものでしたので、被害者を特定する事項の秘匿決定というものをしている事案であったわけですが、選任手続期日におきましても、被害者のお名前を申し上げない形で被害者に心当たりがあるかといった、そういった形で質問をさせて

いただく、質問票で質問させていただいたということになります。この点、法律の内容が改まりまして、被害者を特定する事項の秘匿決定がされた場合には、裁判員候補者の方にも被害者のお名前なんかを明らかにしてはいけないというような規定が設けられたのですけれども、運用といたしましては、これまでどおり、そもそも裁判員候補者の方に基本的に被害者のお名前を明らかにしない形で、3番さんが経験したのと同じ形で進めていこうというふうに今のところ考えているところですが、その辺りの御意見ございますでしょうか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

被害者を守る意味ではそういう今のやり方の方がいいと思っております。

### **司会者（大寄裁判官）**

選任手続までの関係につきまして、法曹三者の方から何か御質問なり御意見なりあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、審理の方に話を進めさせていただきたいと思っております。

起訴状を検察官が読み上げた後、被告人が事件について、事実が間違いないかなど短くお話をする機会があり、そういったことなどがあった後に、初めの休憩時間までに、検察官や弁護人が証拠によって証明しようとする事実、法律上の主張などを述べられる冒頭陳述というものがあつたんですが、それについて分かりやすかったかとか、こんな点が少し理解しにくかったのかなとか、形式の面でも内容の面でも抱かれた気持ちを何なりとお話を頂ければというふうに思っております。

### **裁判員経験者（1番）**

弁護人、検察側から渡された資料で、非常にコンパクトにまとめられていたという感想はあります。

ちょっと混乱したのが、時系列的になっていたんですが、理解力の差なのかも分かりませんが、私が参加した裁判は2回ほど暴行が加えられたといった



ことでしたので、その辺で時間の勘違いみたいな感じで受け取れる資料であったかなって言うふうに思ったこともありました。

ただ、内容的には非常にコンパクトにまとめられていたという感想です。

**司会者（大寄裁判官）**

時間の勘違いというふうに今、言われましたのは、要するに大きく分けて2つ事件がありましたので、そのどちらのことを指しているのか、少し分かりにくい面があったと、そういうことを言われてるということでもいいんですかね。

**裁判員経験者（1番）**

そうですね、暴行内容と時間との勘違いって言うか、そういった感じがありました。

**司会者（大寄裁判官）**

それは法廷から評議室に戻ってきて、我々の方で今の分かりましたかとか、確認する過程で解消されたか、証拠調べを聞いている段階で解消されたか、その辺は何か御記憶のところがあれば教えていただいてもよろしいですか。

**裁判員経験者（1番）**

一旦評議室に戻って説明されて、その間に理解はできました。

**裁判員経験者（2番）**

私も図の流れとかはきちんと本当にまとめられて書いてあるなっていう印象だったんですけど、1番さんが述べられたような印象は私も少しありました。だけど本当にその時点では、迷ってしまったところがあるんですけども、ずっと話をしながら聞いていくうちに、あっ、こういうことだったんだなっていうのがよく分かりました。最初だけですね、迷いは。ほかはよくできていたと思います。

**司会者（大寄裁判官）**

3番さんですね、1番さん、2番さんが御経験の事件から3番さんが御経験の事件まで半年程度ありまして、検察官としては組織で対応されており、若干

分かりやすさについてスキルアップしてるのかななんていうふうに裁判所が見てるところもあるんですけども、いかがでございましたでしょうか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

資料的には私どもに分かりやすいような資料を検察側の方は作られていたと思います。説明も抑揚が利いて、分かりやすく説明してました。

ただ、印象としては、弁護人の方がもう少し加害者の方を弁護するのかなと思ったんですが、私の担当した分に関しましては、業務的に話されたような印象が残っております。

弁護人として言わないといけないひな形じゃないですけど、文言で読み上げられたというような印象ですね。

### **司会者（大寄裁判官）**

ありがとうございます。

冒頭陳述につきまして、法曹三者の方から何か御質問されたいこととかあれば、何なりとしていただければと思います。

### **法曹三者（小川検察官）**

多分1，2番さんの経験されたものと3番さんの経験されたもの、情報量が全然違うのかなと思っておりまして、3番さんにお伺いできればというふうに思っておるんですけども、検察官の冒頭陳述で、要は情報量というのですかね、あえて少なく書くということを我々として意識してやっていたところなんですけれども、率直な感想として、もっとあった方がいいんじゃないのかというふうに思われたのか、それともそうじゃなかった、これで足りると思ったのかという点が1点とですね、あともう1つ、この点を注目してくださいという説明をさせてもらったと思うんですけども、その点について実際に注目してその後の証拠調べを意識してできたのか、それともそうじゃなかったのかという点を教えていただければありがたいのですが。

### **司会者（大寄裁判官）**

2つ質問がございました。

まず、1つ目、情報量としてどうだったかというところをお話しいただいてもよろしいですか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

情報量に関しましては、私の担当したものに関してはあれぐらいで精いっぱいじゃないかなと。あとはもう想像的なものになってしまうので、適切な量だったんじゃないかなとは思っております。

### **司会者（大寄裁判官）**

2点目のこういうところに注目してこれからの法廷を見聞きしてくださいというようなポイントみたいなものを検察官が言われていたと思うんですけども、そういった形でもよろしかったかどうか、お話しいただければと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

これは変な意味で言ってないので誤解はしてほしくないんですが、検察官の方がドラマ仕立て並みですね、俳優みたいなしゃべり方だったんですね。なので感情移入じゃないんですけど、最初に入るのに、分かりやすく聞き入れられたかなというふうに思ってます。なのでポイントっていうよりも、全体的に分かるように説明されたので、ちょっとオーバーかなとは思いました。

### **司会者（大寄裁判官）**

今のオーバーというのは、話し方の面で玄人的といいますか、そういったところについて言われてますか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

そうですね、男優にもうちょっと何かこう乗せたような形のしゃべり方だったので。悪い意味で言ってません。

### **法曹三者（松新弁護士）**

3番さんにお聞きしたいんですけども、先ほど弁護人の方が業務的に話していたという点ですけど、今のお話を聞くと、もう少し、検察官のようにド

ドラマ仕立てっぽくというかですね、そういう方がいいのではないかという御意見でしょうか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

率直な感想だったのでそう言わせてもらったんですけど、弁護人の方も、加害者の方の、もう見てですね、もう判断されて弁護をこう法的にされたのかなって取れたって印象です。

### **法曹三者（松新弁護士）**

続けて1番さん、2番さんにもお聞きしたいんですけども、どちらかと言うと、ドラマ仕立てっぽい感じで、弁護人はもう少し何と言うか、そういうのを取り入れた方が良かったんじゃないかという感想はございますか。

### **裁判員経験者（1番）**

いや、そんなドラマ仕立て的なことはなかったですね。非常に検察官は事実内容を厳しくおっしゃってましたし、どちらかと言うと、弁護人の方が若干声が小さかったかなという印象はありました。

もう少しこう異議ありとかそういうのを思ってたんですが、それは全くなかったですね。非常に事実関係を淡々として、その事実に対する加害者の心情辺りを弁護するといった形の弁護人のやり方でした。検察官は、その事実に対する加害者のこれまでの生い立ちであるとか、被害者に対する感情であるとか、そういったことを説明されました。

### **裁判員経験者（2番）**

私は同じものだったんですけども、検察官の方と弁護人の方っていうのは、最初にイメージが違いますよっていうのを伺っていたので、そうだなと思いながら聞いてたんですけども、検察官の方の話方っていうのが結構言えば熱い言い方、熱いしゃべり方だったと思います。弁護人の方は、やはり落ち着いて話をされてるなっていう印象でした。何か落ち着いて話されてるっていうこと自体が、私としては落ち着いて話されてるなっていう印象で受け取ったん

ですけれども、それが少し弁護として弱い、力が弱いつて言うか、言葉にですね、言葉が弱く受け取られた方も中にはひょっとしていらっしゃるかもしれないと。

ただ、一生懸命弁護されてるなっていう、それぞれの立場で話されてるなっていうのはすごく印象的でした。

### **司会者（大寄裁判官）**

それでは、引き続きまして証拠の取調べについてお伺いしたいと思います。

検察官が読み上げたり写真を示したりしながらする証拠書類の取調べと人の話を聞く証人尋問、被告人質問というものとありますけれども、後者の証人尋問なり被告人質問の方からお尋ねをさせていただければと思います。

証人尋問や被告人質問の際に、検察官なり弁護人なりがされる質問の意図が分かりにくいなというふうに感じたことがあったかという点辺りから伺えればなと思います。

1番さん、お願いしてよろしいですか。

### **裁判員経験者（1番）**

加害者の答える声とかすごくこもっててよく聞き取れないっていうのがあったんですけど、検察官、弁護人、それぞれの質問内容に対しての答えが明瞭でなかったんですが、質問の意図というのは分かりやすかったです。

### **裁判員経験者（2番）**

証人尋問とか何か何度も繰り返し同じような感じでされてたので、何を聞きたいのか、しっかりと分かったような気がします。

### **補充裁判員経験者（3番）**

被害者の方にする意図とか内容を何が聞きたいなっていうのは検察官の方が言われてることはよく分かったんですが、個人的にはもう細かくこう、たくさん聞かなくても、被害者の方の心情を考えると、もう少し短くてもとか、大まかなところを聞いて、意図が分かっているんで、そこまでは聞かなくても大体、

裁判員として分かるというふうには、私は思いました。

### **司会者（大寄裁判官）**

証拠書類について伺いたいと思うんですけれども、証拠を読み上げる検察官の話し方、また図面なり写真の映し方、映したものについてはお手元のモニターに映し出して見ていただいたということになりますけれども、その辺についてちょっと聞き取りづらかったとか分かりにくかったと、これも形式面、内容面、いずれであってもかまわないんですが、それぞれお話を頂ければというふうに思います。

### **裁判員経験者（1番）**

証拠調べに関しては、評議室に戻って非常に分厚い資料というのをみんなで見たんですが、加害者の生い立ちから調べてありまして、すごく丁寧に丹念に、ここまでやるかという感じの証拠調べの書類がありました。

### **司会者（大寄裁判官）**

今の話は、法廷から戻って来て何を話していたかというのを確認をする作業があったと。その時に見て、ああ、こんな大部なものだったんだなというふうに思ったということなんですが、それは裏を返すと、なかなか検察官に厳しいお話かもしれませんが、法廷で見て聞いているだけでは情報量として処理できるものとしては少し、あるいは多かったかなというような切り口なのか、事件のことを理解する、そして判断をする上ではこの程度の情報になってしまうものなのかなというようなところ、その辺りについてももしお話、さらに伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

ある程度公判前整理手続で証拠が出されていて、みんな知ってる内容であるから代表的な証拠というか、そういったものを法廷でされたんだというふうに思っていて、あと我々、裁判員はそれを理解するためにまた評議室に戻って、その証拠をさらに再度見るとか、深く見るとか、そういったことでやっていく

んだなっていう感想でした。

### **裁判員経験者（2番）**

証拠書類とかこう本当に結構な量があったんですけども、それをしっかりと見ていかないと、参加してるんですから自分の意見として出すためにはしっかりと読まなくてはいけないんですけども、やはりそんなに見て気持ちのいいものではないものとかもいろいろありましたけど、それは本当に事件性のものですから、やむを得ないなという気持ちで書類を見ました。だから書類的には十分だったんじゃないかなと思います。

### **司会者（大寄裁判官）**

1番さんと同じ質問をさせていただければと思うんですけども、証拠書類の量的にですね、結局、最終的には刑を判断するというのが主な内容として、1番さん、2番さんの事件はお願いをしていたことだったんですけども、その判断をするについて、結びついている情報だったのかという点辺りからは、もし御記憶とか印象に残るところがあれば、あれくらいの情報は仕方なかったのかなと思うのか、正直ちょっと情報として多かったんじゃないかというふうに思われるか、証拠調べの時間としては、1番さん、2番さんに担当していただいた事件、それほど多いものではないというふうには思うんですけども、率直なところ、お話しただいても構わないですか。

### **裁判員経験者（2番）**

凶器となった物とか、なぜそういうふうになったかっていう内容とかもししっかりと書いてあったり、聞いたりしたんですけども、やはりそれは必要だったんだろうなとは思いますが。必要でないものを無駄に載せても混乱するだけですから、それはきちんとポイントで書いてあったという印象です。一度しかないもので、ほかのものがどうだったかっていうのは分からないですけども、私の印象としては、必要なものだったんじゃないかなと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私の方に関しましては、証拠書類とかの映像が少なかったものですから、見せ方にしても説明にしても大変分かりやすかったと思っております。

#### **司会者（大寄裁判官）**

3番さんの事件はですね、証人の方に法廷まで足を運んでいただいて、厳密に申し上げますと、ビデオリンクと言って、別室から伺っていたかと思えますけれども、実際にお話を聞くことができたという事案で、1、2番さんの場合は被害者がお亡くなりになってしまってるということもあって、そういう証人が直接ないものであったんですが、3番さんとしては、証人調べをしたということで証拠書類の読み上げよりも分かりやすいところが多かったなというふうにお考えになるか、その辺り比較して論ずるのは片一方しか経験してないので難しいと思えますけれども、何かお考えがあれば伺ってよろしいでしょうか。

#### **補充裁判員経験者（3番）**

証人がいないケースであると、活字体を見て、文書を見て、想像の範囲になるんですが、証人がおられると分かりやすいし、経験されたこと、被害を受けたことを話を聞けるのはいいんですが、感情的にはやはりかわいそうだなってというようなものが生まれてきます。それと先ほど申しましたけど、検察側の質問が長いというのが余計、被害者さんの心情がかわいそうだなってというのがすごくこちらの方に湧いたので、その辺は被害者の方のことを考えて改善すべきことがあれば改善してあげたらなっていうぐらいの程度です。これこうしたらいいとかという考えは私にはないのですね。

#### **司会者（大寄裁判官）**

先ほどから既に話が出てるかもしれませんが、1番さん、2番さんの関係で、お亡くなりになられた方ですね、確か一部ではありますが、1枚はカラーで、数点白黒でお写真を見ていただくということが裁判所が採用しました関係で生じてしまったんですけれども、その辺りについてお感じになったところですね、そこをお話しいただいてもよろしいですか。



### **裁判員経験者（1番）**

被害者の被害状況の写真ですよ、ショックはショックでしたが、行為の内容というのはよく理解できました。見た方がそれに基づいての自分なりに考える量刑の判断材料にはなるなとは思いました。

ただ、そういうのは人それぞれですから、精神的ショックがひどい方もいらっしゃるかと思います。

### **裁判員経験者（2番）**

それ私も多分見たはずなんですけれども、何か記憶として残ってないんです。だから今、多分見てるようで見てなかったのかなっていう思いです。いつ見たのかなっていう感じです。だからその分ほど、見たくないものを見てしまったっていうのがあるのかもしれないんですけれども、正直、鮮明には残ってないです。

### **司会者（大寄裁判官）**

証拠調べについて、法曹三者の方から何なりと御質問していただけますでしょうか。

### **法曹三者（小川検察官）**

1番さん、2番さんの関係で、証拠を後で評議の時に確認したという話もあったというふうに伺ったんですけれども、法廷で検察官が説明したと思うんですけれども、1回法廷で聞いただけだとちょっと理解しにくかったっていうところが率直な感想でしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

半分ぐらい理解して、さらに、ああ、こういうことだったんだということの評議室に戻って資料を見てみんなの意見を聞いて理解したということでした。

### **法曹三者（小川検察官）**

続けてなんですけれども、もし差し支えなければ、こうすればよかったとか、こういった点が分かりづらかったとか、そういったところを教えていただける

と幸いなんですけれども。

### **裁判員経験者（1番）**

証拠資料としてはそんなに多くないんだって言われましたけど、私にとってはすごく多かったと思いました。先ほど言いましたけれども、ここまで調べるのかといったことの証拠書類でしたから、こうした方が良かったっていうのはありません。

### **法曹三者（芹澤裁判官）**

先ほど証拠調べの中で、証人尋問や被告人質問など、そういったことを御経験されたお話を伺いましたけれども、証人尋問や被告人質問では、1人の人物に対して検察官が質問し、弁護人がまた違った立場から質問し、またはその逆というようなことが行われて、それぞれに答えるということで、いろんなお答えが出てくる場面があると思うんですが、そういった別の観点からの質問でいろんな答えが出てくるということで混乱してしまうというようなことがなかったか、逆に多角的に見られたことで、より証言の信用性っていうか、言っていることが本当なのかどうか、判断しやすくなったというような印象なのか、その辺りお聞かせいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

### **裁判員経験者（2番）**

私が参加させていただいた裁判の場合は、被告人の方がやはりちょっともごもごっていう感じで答えてらっしゃったので、それこそ検察官の方とか弁護人の方がそれぞれに質問されたんですけれども、その回答に対して、何度か聞き耳を立てないと、ちょっと理解しにくいなっていう場面があったんですけど、その場合、裁判長さんがこうこうこうですねって形で、言われたことに対してこう聞かれてたので、あっ、そうだったんだなっていうのが分かるような感じでしたから、ちょっと特殊だったのかなっていう気がします。

### **司会者（大寄裁判官）**

裁判長がこうこうこうですねっていうのは、質問をされていて聞き取りにくか

ったり要領を得ないときに私が質問し直していたという意味でよろしいですか。

### **裁判員経験者（２番）**

そうです。質問の中で確認をしていたということです。それはすごく良かったと思います。

### **法曹三者（芹澤裁判官）**

あとちょっと別の質問になりますけれども、証拠調べの中で、または被告人質問の合間合間で休憩と、審理の途中で休憩ということが何回か入ったかと思うんです。そういった休憩の回数とか長さとか、その辺りどんな印象を持たれたのかなど、お聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

### **裁判員経験者（１番）**

いや、もうスケジュールが決まってまして、そのとおりにこなしていったっという感じで、非常に休憩の回数も多かったですし、その辺は初めて経験する私たち裁判員のことを配慮していただいているんだなというふうに思っていました。

### **裁判員経験者（２番）**

休憩時間もきちんと取らせていただいていたので、取り過ぎでもなければ少な過ぎでもなかったですね。本当によく考えた時間のスケジュールだなというの印象として残ってます。

### **補充裁判員経験者（３番）**

適切な時間割りだったというふうに思ってます。

### **法曹三者（松新弁護士）**

弁護側の証拠調べのやり方で、何かこの点は検察官と比べてこうやった方が良かったんじゃないかという点がありましたら是非お願いしたいんですけども。

### **裁判員経験者（１番）**

印象に残っているのは、検察側の証拠調べの証拠が非常に多かったと。加害

者に対して弁護する方の弁護の趣旨といたしますか、それは加害者の精神状態の説明っていいですか、それを強調されて、それをベースに減刑願いみたいな感じの弁護内容だったように思っています。

ですから、弁護側が出された資料は検察側ほど多くはなかったなという印象です。

### **裁判員経験者（2番）**

私も、もう弁護人の方は、罪を被告の方が多分認めていらっしやったと思うので、刑期がどれくらいになるかっていうところが弁護される方の立場として一生懸命されてたんだと思うんですけれども、資料的に言ったら、やはり少なかったかなっていう思いはその時は思いました。これが率直な意見です。

### **補充裁判員経験者（3番）**

先ほども何回も言ってますけど、弁護されてるようには取れなかったので、事務的にというか、立場的に弁護文を読んでいるような感じを受け取りました。

### **法曹三者（小川検察官）**

ちょっと形式的なところを伺いたいと思います。検察官の書類の説明の中で、いずれの事件も写真が、例えば現場はこういったものですよっていうふうなものとか、複数枚出てきていると思うんですけれども、複数枚あるものですから、1枚当たりをじっくり次から次へっていうふうになってしまったかと思うんですけれども、画面に表示されている時間が長かったか短かったか適切であったか、その辺りはいかがでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

時間、決められたスケジュールで何分間ってもう決まっていたので、検察側の質問、加害者に対する質問とかですね。その中での証拠の見せ方ですから、その時には理解できなくても帰ってもう1回見ればいいなというふうに法廷で思っていました。

### **裁判員経験者（2番）**

私もやはりだらだらと時間を取ってできないっていうところがあるので、モニターを回していくタイミングっていうのはやはり考えられてされていたと思います。それはじっくりこうパネルで見ていればもっと分かりやすいかもしれませんが、それは仕方ないと思います。

ただ、適切な時間帯だったかなっていう点は本当に一度だけの経験じゃちょっと分かりません。

### **補充裁判員経験者（3番）**

大変理解しやすい時間割りだったと思っています。

### **法曹三者（松新弁護士）**

審理を振り返ってみてですね、ちょっと私どういう事案だと具体的には存じ上げておりませんので、審理を振り返ってみて弁護側からどうして後遺症が出てきてないんだろうとかですね、後遺症があったらちょっと違ったかなとか、そういったものがありましたら、ちょっと難しいかもしれませんが、もしありましたらお願いしたいんですけれども。

### **裁判員経験者（1番）**

担当した事件は、もう罪状を加害者が認めてまして、あと量刑をどうするかというのに集中された法廷の内容でしたので、加害者の精神状態が不安定だということを終始、それを主にして弁護の仕方をやられたように思います。

ですから、そういった加害者の精神状態がどういう影響を及ぼすかといった資料というのは多少ありましたけど、もしそれを本当に訴えるのであれば、もう少し資料を多く用意していた方が良かったかなと思います。

### **裁判員経験者（2番）**

本当に弁護人の方の一生懸命、それこそ刑期を少しでも軽く、軽くっていう言い方もおかしいんですけど、してあげたいっていう気持ちで弁護されていたと思うんですけれども、どうしても今回はちょっと何かこう、お話しできないことがいっぱいあるので、ちょっと説明しにくいんですけど、私としてはそ

の時に私の意見を結構聞いていただいたので、気持ち的には、私はちょっとすっきりしない、あっ、これでいいっていう気持ちではなかったんです。だから、その時に話したこととかすごく印象に残ってるんです。もう何か月もたつんですけれども覚えてます。だから弁護人の方はもう少し弁護をしてあげたいと思っても弁護できるものがなかったんじゃないかなっていう気はします。だからそれはもう弁護士さん一生懸命されてるなっていう印象しかありませんでした。検察官の方も、被害者の方のことを考えて一生懸命訴えられてるなっていう、すごく熱い方だったので、すごく印象に残ってます。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私も弁護人の方がずっと棒読みだったって申しましたが、やはり事件性、事件の中身を見ると、弁護するものがなかったのかなっていうふうにも受け取っております。それが私の感想としてはそういうふうに淡々と読み上げたような形に感じ取れたなっていうことです。

### **法曹三者（松新弁護士）**

3番さんにちょっとお聞きしたいのですが、証人尋問があったということ、証人尋問です。被害者ですね。自白事件という、認めていたということではないんですか。公訴事実といいますか。

### **司会者（大寄裁判官）**

それは一部争っていたという内容で、そこからさらに公判期日になって事前の整理手続よりも罪を認めない方向の供述を始めた事案であったかと思います。

### **法曹三者（松新弁護士）**

弁護人にとってはですね、被害者に対する反対尋問、難しい点はあるんですけども、その点です。こういった尋問はちょっといかなものかというものがもし弁護人の尋問の中であったのであれば、難しいとは思いますが、ちょっとお聞きしたいんですけども。

### **補充裁判員経験者（3番）**

これは私の感想なのであれなんですけど、弁護人の方も、もう加害者の方が悪いと、弁護されてるんじゃないなくて、悪いと思って話されてるのかなっていうふうにとれたっていうことです。

#### **司会者（大寄裁判官）**

それでは、証拠の取調べの関係はこの辺にさせていただきまして、取調べが終了した後に行われます検察官、弁護人のそれぞれの事件に対する最終的な御意見、検察官の御意見は論告、弁護人の御意見は弁論と呼ばれるものですが、こちらがですね、分かりやすいものになっていたか、後の評議において役立つものになっていたか、その辺りについて御意見を承ればというふうに思います。

#### **裁判員経験者（1番）**

最終的な検察官の意見陳述はもう資料に基づいた求刑内容で、弁護人の最終的な意見というのも、先ほど言いましたように、加害者の精神状態を訴えるような内容で、それまで、そこに至るまでに全て分かっていたことでしたので、それが最終的な量刑評議に影響するようなものではなかったです。

#### **裁判員経験者（2番）**

私は1番さんと本当全く同じような気持ちでした。本当にそこで裁判中に聞いたりしたこと、もちろん重要なんですけども、戻っていろんな意見を話しながらという方が、それじゃちょっといけないんですけど、自分自身の判断としては分かりやすかったのかなっていう気はしました。

#### **司会者（大寄裁判官）**

今、戻って話しながらというふうに言われたのは、評議室に裁判官、裁判員で戻って、そこで意見交換をしたということの方が最終的に検察官、弁護人からの意見よりも、より自分なりに判断を決することに役に立った、そんな趣旨でよろしいですか。

#### **裁判員経験者（2番）**

そのとおりです。

### **司会者（大寄裁判官）**

3番さんは、補充裁判員ということもありまして、ちょっと立場が違うというところがありますけれども、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

形として残す上では硬い文書になるっていうふうなのは理解するんですが、後で読み上げる場合に、何人も全員が見やすいかなとは思わないでしょうし、ただこういうものですから法的に残さざるを得ないのでそういう表記になるのかなというふうに感じました。

### **法曹三者（小川検察官）**

3番さんの関係なんですけれども、表記って何ですか。例えば表現が硬い、もう少し分かりやすい表現にした方がいいんじゃないのかとか、そういった御趣旨での発言なんです。それともまた別の趣旨なのかっていうところを教えてください。

### **補充裁判員経験者（3番）**

分かりにくいとかじゃなくてですね、普通の日常的な手紙のやりとりみたいな文書では書かないので、そういう文言にどうしてもなってしまうのかなと、法的にはこういうもので残すときにはっていう意味ですから、分かりにくいとかそういうものではないですね。

### **法曹三者（松新弁護士）**

検察官の冒頭陳述の資料に比べて、弁護人のここを改善した方がより評議で生きてくるとかですね、そういう点、資料の点で何かお気づきの点がありましたらお願いしたいんですが。

### **司会者（大寄裁判官）**

今、言われましたのは、検察官の論告に対して弁護人の弁論の機会に何かもう少し資料があればという、そういう御趣旨でいらっしゃるんですかね。



### **法曹三者（松新弁護士）**

そういうメモをお配りするかと思うんですが、その点は情報量がちょっと足りないとかですね、もしありましたらお願いします。

### **司会者（大寄裁判官）**

そういう点の御質問ということで承っていただければと思います。

### **裁判員経験者（1番）**

非常に今回の事件内容での弁護の方法は難しかったというふうな内容でしたので、もう資料的にこれがあった方がいいとかというのは、さっき言ったようなことでしかないんですが、最終弁論も同じような内容でしたので、これが精いっぱいなのかなというふうに思っていましたけど、さらに追加の資料があったらいいなっていうのはちょっと思い浮かびません。

### **裁判員経験者（2番）**

私も今回は被告人の方がやはりちょっときちんと意見とか弁護人の方ときちんとお話ができるのかなっていう方でしたので、弁護される方も本当に御準備とかされるのが大変だったんだろうっていう印象でした。もちろん罪とか起こされた事件っていうのは、私はちょっと許せないなっていう気持ちですけども、弁護人の方は被告人の方を弁護するっていう立場で一生懸命されていたので、大変だったんだろうっていう印象は残りました。被告人の方によってですね。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私の担当したものに関しましても弁護するのが大変難しかったんだとは思いますが、もう少し資料的にこういうところを弁護してるとかですね、こういう似たような類似の判決に関してはこういうふうな弁護例がありますよっていうのがこう、あるともう少し理解できたかなというふうに思います。

### **法曹三者（小川検察官）**

検察官の方で論告、最後、求刑何年ですといったことをそれぞれ説明してい

と思うんですけれども、そこまでの説明、要は、何か最後の結論に至るまでのところで何でそうなったのか分かったか、それともちょっと分かりづらかったか、あるいはこう言ってもらった方が良かった、そういったもの、率直なところもしあればお伺いできればと思うんですけれども。

### **司会者（大寄裁判官）**

今の検察官の質問は、求刑と求刑に至るまでの説明の過程とがリンクしていたかどうかという質問です。

### **裁判員経験者（1番）**

そういった印象ないです。すみません。

### **裁判員経験者（2番）**

リンクしていたかどうかですね。すごく申し訳ないんですけど、本当に今回の私の印象が検察官の方が若くて一生懸命熱くしゃべってらっしゃるっていう印象がすごく強くてですね、だからその時も多分すごく一生懸命言われてたんだっていうイメージしか残ってないんです。

### **補充裁判員経験者（3番）**

検察官の方の説明とかは分かるんですけど、それと求刑がリンクしてるっていうのは、その場では理解し難くて、裁判長から評議室で説明されて分かったということです。

### **司会者（大寄裁判官）**

そして、審理の結果、評議というものを行うわけですけれども、評議を行った司会をしている私がいる前ですね、なかなかあの評議はちょっと分かりにくかったよとか、話しにくい雰囲気でしたというようなことを言うのはちょっと言いづらいところがあるかもしれませんが、この際ですので話しやすい雰囲気であったかどうかというようなところについて、忌憚のないですね、辛口のものでも私、甘んじて受けますので、何なりと話していただいて、もうちょっとこういう工夫があればさらに良かったのになということもあればお話

しいただければと思います。

### **裁判員経験者（1番）**

非常にいいムードでした。時折、場を和ますようなことも言っていただきまして、間違った方向に行きそうになったら、それはもう非常に分かりやすく説明していただいて、評議室での雰囲気というのは意見が出しやすい雰囲気だったなっていうふうな印象はあります。

### **裁判員経験者（2番）**

私もお昼の時間も食事しながらみんなと一緒にこう話をするって感じで、硬くなく、裁判官の方って、あっ、こんなに普通の人なんだなっていう印象で、ちょっとうれしかったような気がいたします。話しやすいって言うか、話を聞き出すのがすごくお上手だなっていうのが印象に残りました。意見っていうのは、それこそ意見のある人だけが言うのかなって実は最初思ってたんですけども、もう全員が、参加した全員が意見を述べるっていう形で、上手にそれぞれの意見を聞き出していかれたっていう印象が残ってます。だから、スムーズに話ができたとと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

最初の私の想像が、すごく裁判長っていうのが堅物で、すごく硬い人なんだろうなという印象から入りましたので、もう冒頭から話しやすい雰囲気を作っていただきましたし、その辺は大変やりやすかったです。

印象としては、法廷に入る前までに、法廷に行っても優しいんだろうかというふうに思ってたんですが、法廷に入ると一転、雰囲気も変わってまして、態度も変わってたので、やはりすばらしい人なんだろうなという印象が強いです。

### **司会者（大寄裁判官）**

慢心せずに、よりよい裁判員裁判の運営に努めてまいりたいと思います。

時間の関係もございますので、ちょっと急ぎ足になるかもしれませんが、審理の期間についてですね、お話を伺えればというふうに思います。当庁

におきましては、検察官，弁護士ともおおむね張りのある訴訟活動を行ってくださることが少なくないというふうに思っております。実にそれほど争いが無い事件だったということもありますが、裁判所にお越しいただく日数は割と短か目であったのかなというふうには思っております。皆さんお勤めでいらっしゃるかどうか、お勤めの場合、職場におきまして裁判員向けの特別休暇みたいなものがあるかどうかという辺り、教えていただいてもよろしいでしょうか。

### **裁判員経験者（1番）**

3日間でしたが、適度な期間、日数だったように思います。

職場での裁判員裁判の参加については、正直に言って許可していただいて、その間の休みは有給扱いといった形で対応していただきました。

### **裁判員経験者（2番）**

私も3日間でしたので、長くもなく短くもなくっていう期間でしたので、3日を超えるとちょっと私も辛かったかなと思いますので、ちょうどよかったと思います。

あとは、3月いっぱいまで会社勤めをしていたんですけども、そこではちゃんと特別休暇っていう形で、有給を使わなくても特別な休暇として3日間と選任される日の4日間をもらいました。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私も3日間だったんですけど、この3日以上になると業務的に厳しかったかなと思ってます。

会社的には、私が先に経験しましたので、今、規則改正も含めて、今期中には変更して、職員は特別休暇が取れるような制度を考えています。

### **司会者（大寄裁判官）**

最後にまだ言い足りていないことも含めて述べていただければ、これから裁判員になられる方へのメッセージといったような感じでお話しいただければ大

変助かるところです。お願いいたします。

### **裁判員経験者（1番）**

非常に珍しい経験をさせていただいて、自分自身、勉強にもなりました。そういった意味では裁判員裁判で声がかかった場合は参加された方がいいかなと思いますけど、実際仕事の関係もあるでしょうし、実際扱う事件によっては精神的なショックが残る場合もありますから、一概にいいとは言えませんが、経験としてはいい経験だよというふうに思っています。

### **裁判員経験者（2番）**

私は最初選ばれた時は、すごく嫌だなって印象が一番だったんですけど、今はやはり多分皆さん今度選任された方もどうしようってというのが多分一番の思いではあると思うんですけども、やはり選ばれたからには、参加して、本当にふだんできない経験っていうか、させていただいたなと思いますので、頑張って参加された方がいいと思います。怖がらずに参加してほしいなと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

貴重ないい経験をさせていただいたと思っていますし、先ほど申し上げましたように、本当にこう違和感なく、この参加できるような体制を組んでいただいていますので、選ばれた方がすんなりと、業務に就けるように思います。

ただ、事件によっては精神的にも負担になるようなことがあるでしょうから、その辺はそういった重度なものに関しては人選するなり、もうちょっと考慮していただいてやっていく方がいいんじゃないかなというふうには思います。大変でも貴重な経験ができてよかったと思います。

### **司会者（大寄裁判官）**

ありがとうございました。

時間となりましたので、ここで終わらせていただきます。

### **司会者（総務課長）**

記者クラブの方から代表質問をしていただきまして、その後、個別の質問をお受けしたいと思います。

それでは、最初に記者クラブの代表質問からお願いできますでしょうか。

### **記者クラブ（A社 a 記者）**

幹事社のA社と申します。よろしくお願いします。

今までの意見交換の場でも出たんですが、まず経験されて、難しかったところ、理解が難しかった点、用語でも何でもいいんですが、あとびっくりした点とか、もしあれば教えていただきたいんですが、1番の方からよろしくお願いします。

### **裁判員経験者（1番）**

初めての経験でしたので、初めて聞く言葉であったり、それを理解しながらという感じでしたけど、びっくりしたっていうのは全てなんですが、裁判官の印象が非常に評議室で人間的な感じであったというのが印象に残ってます。

### **裁判員経験者（2番）**

経験して難しかった点っていうのは、やはり責任がある立場になったので、毎日通って来るっていうのが、ちょっと遅刻したら大変だなとか、そういうプレッシャーっていうのはありました。

あと、理解しがたい点っていうのは余りなかったんですけども、それは周りの方のフォローとかが本当にきちんとできてるなっていうのが今回参加して理解できたことです。

### **補充裁判員経験者（3番）**

どうしても感情移入をしてしまうんですが、その辺は評議室において裁判長や裁判官の方がきちんと正しい方向というか、論じないといけないものに関して誘導してくれたので、その辺は大変やりやすかったです。

びっくりしたのは、皆さんと一緒に、裁判長とか裁判官の方がすごくいい人で、私たちの印象的なものとか離れた優しい方なんだなというのがすごく驚

いております。

### **記者クラブ（A社 a 記者）**

では、次の質問に移ります。

先ほども証拠のですね、写真とかでカラーの物が白黒になっていたりということで、それは皆さんそういうふうでいいというような御意見だったと思うんですけど、逆に言うのですね、カラーというか、ちょっと加工されたものであるがゆえにですね、何か例えば審理とか評議の上で本物が見たい、実物が見たいとか、そういうのはありますか。

### **裁判員経験者（1番）**

ある程度、自分で考える上で必要な写真であったりするわけですから、それがあつた方がいいと思います。それによって嫌な思いついていうのはありますけど、裁判員になった責任というのがありますから、それはそれで避けてはいけないんじゃないかっていうふうに思っていました。

### **裁判員経験者（2番）**

私の意見としては、やはりそのものっていうものは私、はっきり言えば素人ですよね。裁判員として選任されたから参加しているけれども、そういった勉強とかをして資格を取ってきた人間ではないので、やはりいきなりそういった資料とかを見てしまうと、今後影響してしまうので、ある程度イラストとか写真を加工したり、白黒に加工したりとかという配慮っていうのは必要だと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

評議していく上で当然あつた方がいいツールでもあるので、その辺はあつた方がいいなと思っております。

### **記者クラブ（A社 a 記者）**

では、次の質問です。これも先ほども出たんですが、日程についてなんですが、裁判の中には長期になってしまうことがある裁判もあるということで、今

回皆さん3日間だったということなんですけど、もしこれが長期間になったら対応できたのかどうかっていうところをお聞かせください。

### **裁判員経験者（1番）**

3日間でしたからちょうど良かったというか、初めての経験で3日で済んでよかったっていう感想だったんですけど、これが長期に渡る場合は非常にこう仕事に影響もありますし、3日間、やはりそのことばかりを考えているわけなんですよ。長期に渡ったら精神的にきついなというふうに思います。

### **裁判員経験者（2番）**

私も3日間だったんですけども、これがその前の選任の時を入れると4日になってしまうので、仕事に影響があるかって言うと、やはり私のその時の立場で言えば、仕事はすごく忙しかったんですけども、お休みをしても大丈夫だっていう立場だったので良かったんですけど、そうでない場合は3日以上お休みを頂くっていうのはちょっと厳しかったかなと。だから期間が長くなると、本当にこの3日間も朝来てずっとそのことばかり3日間考えてたわけですから、やはり私自身、意外と精神的に強いかなとも思ってたんですけども、3日でも結構きつかったので、3日か4日ぐらいが限度じゃないかなと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私も3日間だったんですが、1週間以上超えるようなものであると、業務的に支障を来すので、多分受けられないんじゃないかなというふうに思ってます。

### **司会者（総務課長）**

代表質問は以上です。

それでは、個別がありましたらよろしいでしょうか。

### **記者クラブ（A社 a 記者）**

公判が終わって、判決が終わって、テレビ、ニュース、新聞とか御覧になりましたか。

### **裁判員経験者（1番）**



新聞は見ました。

今でもそうなんですけど、加害者の名前と裁判長の名前は忘れないだろうな  
っていうふうに思ってます。

### **裁判員経験者（2番）**

しっかり家族も見てました。ニュースも見てるし、新聞も読みました。

これに参加したんだなという感想です。

でも、ニュースとかで流れているのを見ると、何か自分が参加したっていう  
感覚がなく、ちょっと別物として写ってしまうところがあるので、客観的に見  
られてよかったかなと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

ニュースと新聞の方を確認させていただきました。感想は、参加したんだな  
っていうぐらいですね。

### **記者クラブ（B社b記者）**

今回、裁判を3日間経験されて、評議の過程で御自身が出された意見等が判  
決にうまく反映されていたか、あるいは自分が参加した中で妥当だと思える判  
決であったかどうかという結果についての感想というのはいかがでしょうか。

### **司会者（総務課長）**

今の御質問は、自分の意見が言えたかどうかというところでいかがでしょ  
うか。

### **裁判員経験者（1番）**

はい、十分に言えました。

### **裁判員経験者（2番）**

十分言えたと思います。今だったらもっと言えるかなっていう気はします。

### **補充裁判員経験者（3番）**

私の意見も言ってますし、裁判長とか裁判官の方々がそういうふうに導いて  
くれているので、全て裁判員の方の意見を収集されたものだと思っています。

### **記者クラブ（C社○記者）**

3番の方にお伺いしたいんですけども、事案として性犯の関連ということで、途中おっしゃっていた内容で、証人に対する、被害者に対する質問というのがもう少し簡潔でもいいんじゃないかというような趣旨のことをおっしゃってたと思うんですけど、先ほど、被害者への質問をもう少し簡潔にというようなことをおっしゃっていたと思うんですけど、もう少しこうしてもらえたら良かったんじゃないかっていうのがあればお伺いできますか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

質問されて、被害に遭ってる方にその当時を思い起こさせるようになるじゃないですか。その内容を言えないのであれなんですけど、その信ぴょう性とかかっていうのを検察の方々が質問しているので、検察側からすれば仕方ないかとは思いますが、被害者の方の気持ちになれば、もう少し少な目でもよかったんじゃないかというふうに思えたということです。

### **記者クラブ（C社○記者）**

逆に、判決を出されるに当たって、細かく知らないとなかなか物足りないと言うか、その辺との兼ね合いっていうのはいかがだったのかなと思うんですけど。

### **補充裁判員経験者（3番）**

内容が言えないので説明しにくいんですけど、検察官が求めている証拠に関しては、ある程度なところですね、事実関係というようなものを、そこまで聞かなくても分かるんじゃないかというような個人的な意見で、検察側の方はそれをきちんと立証する上で証拠とするためにされてるんでしょうけれども、私は検察官の方々がどうこうって言うんじゃなくて、被害者の心情を考えると、もう少し配慮してあげても良かったんじゃないかなっていう感想です。

### **記者クラブ（C社○記者）**

加えて、今のお話の中で、やはり感情移入するっていうようなところはあつ

たというふうに言われたと思うんですけれども、そういった面で、被害者の証人尋問自体っていうのはそもそも必要かどうかっていうのはいかがですか。

### **補充裁判員経験者（3番）**

被害者の証人尋問はあった方がいいとは思っています。

ただ、よこしまな考えを持つとですね、若い方々がうその証言をしても分からなくなるなっていう印象は受けてます。証人によってはですね。そういうところで証言されるので、それをうそだろうと思えなくはなるんじゃないかなというふうには感じてます。

### **記者クラブ（D社d記者）**

2番の方に質問です。さきほど、裁判の中で提示された写真などの証拠書類についてですね、今回白黒で提示されたんですかね。それに対して何かショックと言うか、先ほど何か感じるものがあったというふうにおっしゃられたと思うんですけど、ショックとか感じやすい人にとってはやはりなかなか衝撃が大きいものになると思うんですけど、もしですね、この写真を別の形で提示するとしたら、例えばイラストとかですね、何かどういった形で示せば、それを軽減させることができるかというのが質問です。

### **裁判員経験者（2番）**

イラストで描くとなるとですね、やはり多分印象っていうのが全く違ってくると思うんですよ。そうするとその事件に関してどういった被害を受けたかっていうのが多分、裁判員の方とかにも分かりにくくなってしまうと思うので、多分イラストにしてしまえば、見る方は楽だと思うんですけれども、情景とか、そういったものに関して影響が出るんじゃないかなっていう思いがあります。だからどうしたら一番いいのかっていうのは、これ本当に物すごく難しいことだと思うんですけれども、どぎつい場面とか、そういった写真っていうのは、やはりある程度は裁判員の人は見ない、見せない方がいいんじゃないかなっていう思いもあります。

ただ、イラストっていうのはやはりちょっと全く違ったものになってしまうんじゃないかなと思います。証拠物をきちんと精査した上で見てもらうものを決めていただくっていう方がいいんじゃないかなと思います。まるで写真がないって言うと、イメージでしか分からないので、説明を聞いてもそれぞれの方の受け取り方が違ってくるじゃないですか。物すごく大きさに受け取る方とか、物すごく小さく受け取る方って違ってくると思うので、やはりそれはちゃんと見せるものを選んで出されてるんじゃないかなっていう気はします。

### **記者クラブ（E社●記者）**

皆さんにお尋ねしたいんですが、裁判員を務め終えてから何か負担になること、また気付かれた、気になることとかいうようなことがあれば、是非教えてください。

### **裁判員経験者（1番）**

公判、今でもある程度の内容っていうのは忘れられなくて、証拠写真の記憶もあります。

### **裁判員経験者（2番）**

本当に3日間だったんですけれども、ものすごく濃い3日間でした。

その時の流れとか、本当に結構鮮明に覚えてまして、事件のきっかけになったこととかも覚えてますし、私自身、参加することによって被害者にもなりたくないし、加害者にもなりたくないなっていうのは本当強く感じています。裁判員制度っていうのがどうだとか、結構世間であれこれ言われたりしてますし、私が裁判員に選ばれたっていうことを親戚とか身内なんですけれども、来てあれこれ言われたんですけれども、やはりこの制度っていうのはよく考えて作られてるなっていうのが自分自身が参加して初めて分かったっていうことです。皆さんが理解していただければ一番いいんじゃないかなと思います。

### **補充裁判員経験者（3番）**

それまでは裁判所に関してですね、そんなに興味もなく、知ってることも少

なかったんですが、実際、裁判員になってこういう業務を3日間経験しますと、裁判所の出来事であったり、裁判等にも興味と言うか、目を向けるようになりましたので、そういう啓蒙には経験してよかったんじゃないかなっていうふうに思ってます。

### **記者クラブ（E社e記者）**

2番の方にお尋ねしたいんですが、先ほど親戚の方とかにも裁判員になったこととかっていろいろ話をしたということだったんですが、周りからの理解とか協力っていうのは、現段階で十分に得られているとお考えでしょうか。

### **裁判員経験者（2番）**

私の場合は、その時勤めてましたけれども、会社自体がそういった場合は特休を使えるっていうこともきちんとなってましたし、それでも自分が裁判員になって初めてそういう制度があるんだっていうのを会社から聞いたっていう形なんですけれども、ちゃんとそういった点でもきちんとフォローしていただきましたし、終わってからも行く時でも皆さん頑張ってきてねっていう感じで励まされてやってきたものですから、私自身は参加するに当たって不便は、不都合なことはなかったと思います。

ただ、これがほかの方になると、やはり立場的に3日休んだりとかすると、なかなか大変だになっていうところもたくさんあると思います。

### **司会者（総務課長）**

ほかの社の方で質問が特になければ以上で終了させていただきます。

### **司会者（大寄裁判官）**

最後に私から一言お礼の挨拶をさせていただきます。  
事件に文字どおり真っ正面から向き合って一生懸命悩み、考えていただいた方々の御意見が伺えまして、非常に有益でした。ここにおります検察官、弁護士も同じ思いであろうと感じております。

本日はどうもありがとうございました。